

平成29年度第1回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 平成29年4月17日（月） 13：20～16：23
- 2 場 所 3号館8階教育委員会室
- 3 出席者 <教育委員会>
雪村教育長 山本委員 梶木委員 伊東委員 福田委員 今井委員
<事務局>
川田教育次長 岡田スポーツ担当局長 浜本総務部長
大谷学校教育部長 日下社会教育部長 後藤教育施策推進担当部長
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 4名
- 6 会議内容

（雪村教育長）

それでは、ただいまより、教育委員会会議を始めます。

本日は、議案6件、協議事項1件及び報告事項8件です。

このうち、教第6号議案、報告事項7及び報告事項8については、教育委員会会議規則第10条第1項第2号により、職員の人事に関すること。

教第4号議案、協議事項1、報告事項3及び報告事項5については、規則第10条第1項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして、非公開としたいと思いますが、賛同いただけますでしょうか。

（6名の賛成により非公開案件を決定）

（雪村教育長）

それでは、教第2号議案、平成30年度使用教科書の採択要領を定める件について、総合教育センター・学校教育課・特別支援教育課より説明をお願いします。

教第2号議案 平成30年度使用教科書の採択要領を定める件

（浦川教科指導担当課長）

平成30年度使用教科書の採択要領を定める件について、説明します。

まず、教科書の採択とは、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、神戸の地域、児童生徒の実態に合わせて、神戸市立の学校で使用する教科書を定めることです。

公立学校については、教科書の採択の権限は、所管の教育委員会にあると定められてい

ます。したがって、採択の際には、教育委員会が責任をもって、公正かつ適正に行う必要があり、採択の要領を定める必要があります。

資料の1ページ、採択要領（案）をごらんください。「1 基本方針」として、小・中学校、義務教育学校及びその特別支援学級と、特別支援学校小・中学部については、現行学習指導要領及び神戸市小・中学校教育課程基準に即して、教科書に関する調査研究を行い、適正かつ公正な手続のもとに採択を行います。

また、小・中学校、義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部においては、障害がある児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択します。

高等学校並びに特別支援学校高等部については、学習指導要領及び神戸市立高等学校教育課程編成要領等に即して、同様の手続で採択されます。

では初めに、小学校・義務教育学校前期課程道徳科の教科書の採択の手続について、説明します。

3ページをお開きください。

これまでのやり方から、少し変更した部分があります。左側に平成28年度使用教科書を採択したときの流れ、右側に平成30年度使用小学校道徳科教科書採択の流れ（案）を示しています。見比べていただくと、従来は、学識経験者、保護者代表者等が委員となる、教科書選定委員会を設けていましたけれども、今回はそれを設けず、教科書調査員会のみを設けることとしました。

平成28年度よりさらに以前の教科書採択では、採択地区協議会というものがあつて、そこでいただいた学識経験者等の意見を、教育委員会に答申するという形でした。ただし、平成26年4月に、教科書の無償措置に関する法律が改正施行され、採択地区協議会にかわつて、教科書選定委員会が設置されました。その後、国からの通知もあり、この教科書選定委員会が、いわゆる教科書の候補の絞り込みをすることについて禁止されました。

したがつて、同委員会は意見交換を主にし、教育委員会に意見を報告するのみとなつています。また、教科書選定委員会の設置そのものは自治体ごとの裁量に任されておつて、必置ではないことから、このたび、教科書選定委員会を廃止したいと考えています。

右の図ですが、教育委員会は①の採択要領決定後、②のように教育委員会事務局に調査研究を指示します。教育委員会事務局は、教科書調査員会を設置し、③のように調査研究の委嘱をします。

調査員会の委員は、調査研究の観点をもとに、教科書の内容について十分な調査研究を行い、④のように教育委員会事務局に調査研究結果を報告します。

報告を受けた教育委員会事務局は、その報告をもとに、⑤のように調査研究報告書を提出します。

⑥ですが、教育委員会会議で、採択・決定をしていただきます。なお、調査員会の委員は、専門的かつ膨大な調査研究が必要なため、図にあるとおり、校長1名、教員6名、指導主事1名に委嘱します。

調査委員会の役割は、教科書の調査研究を十分に行い、教科書各社の特長を示すことであり、教科書の採択方法を絞り込んだり、あるいは決定したりするといったものではありません。

右ページ、参考資料2をごらんください。

採択の日程です。本日、採択要領を決定いただき、5月上旬に第1回教科書調査委員会を開催して、採択方法、調査研究の役割などを確認します。

調査委員会の委員は、5月上旬から約1カ月かけて、調査研究を行い、6月上旬の調査委員会で、調査結果を協議し、6月16日に調査研究結果を報告します。

あわせて、教科書法定展示会での意見等も含めて、教育委員会事務局が集約し、6月27日に教育委員会に対し、報告書という形で提出し説明します。

その後、教育委員会会議で審議いただき、教科書を採択していただくという運びです。

以上が小学校・義務教育学校前期課程道徳科教科書の、採択の方法及び事務日程となります。

次に、11ページ、参考9です。今年度の教科書法定展示会について説明します。この法定展示会は、小学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校全て共通の展示会であり、教育委員会は、毎年、文部科学省の指示する時期に、教科書の法定展示会を開いています。これは、学校の校長及び職員、採択関係者の調査研究のため、あるいは保護者や一般の方へ公開し、教科書に対する一層の理解を深めていただくために行われるものです。中央教科書センターである総合教育センターを含め、合計7カ所で展示会を行います。

展示期間は、文部科学省令によって、その基準が定められており、14日間開催することとなっております。今年度は、6月16日を皮切りに、各会場の休館日を考慮して、展示期間を定めています。

(秋定特別支援教育課長)

5ページの参考資料3をごらんください。

続いて、小・中学校、義務教育学校特別支援学級と特別支援学校小・中学部における採択の手の続の流れについて説明します。

教育委員会は、①の採択要領決定後、基本方針にのっとり採択を行うため、小・中学校、義務教育学校特別支援学級並びに特別支援学校小・中学部教科書選定委員会を設置し、②のように教科書の調査審議を指示します。選定委員会の委員は、教育委員会が委嘱した学識経験者、保護者代表、青少年団体関係者、学校関係者（校長・教員）、教育委員会事務局職員から構成されます。

今回は、一般保護者が5名、学校・教育委員会事務局関係者8名の計13名で構成します。

選定委員会の会長は、選定委員会の委員が互選し、会務は会長が統括をします。

選定委員会は、小・中学校、義務教育学校特別支援学級と特別支援学校小・中学部の教科書調査委員会を設置し、調査委員会に、③のとおり教科書の調査研究を指示します。

調査員会は、調査研究の観点をもとに、教科書の内容について十分な調査研究を行い、④のとおり、選定委員会に調査結果を報告します。

調査員会の調査員は、専門的かつ緻密な調査研究が必要であるため、校長、教員、指導主事から構成し、選定委員会が委嘱します。

調査員会の会長、副会長は、選定委員会が選任し、会務は会長が統括します。

調査員の役割は、教科書の調査研究であり、採択を行うことではありません。公正確保については、第1回教科書調査員会を経て、周知徹底します。

調査員会より調査研究の報告を受けた選定委員会は、提示された報告を参考に審議し、⑤のように教育委員会に結果を報告します。この報告を受けて、教育委員会は、教育委員会会議を開催し、審議の上、教科書を採択します。

6ページの参考資料4をごらんください。

採択までの日程です。本日、採択要領を決定いただき、5月25日に第1回教科書選定委員会を開催し、採択方法、調査員等の検討を行い、調査員に対して、調査研究の指示を出します。

調査員は、5月末ごろから6月下旬まで1カ月かけて、調査研究を行います。

第2回教科書選定委員会は、6月末に開催し、報告内容をまとめる予定です。

それらをもとに、7月の教育委員会会議において、審議を行い、使用する教科書を採択していただきます。採択後は、速やかに採択に関する情報公開を行います。

以上が、小・中学校、義務教育学校特別支援学級と特別支援学校小・中学部、教科書の採択の手続の流れになります。

(山根学校教育課首席指導主事)

引き続き、高等学校並びに特別支援学校高等部の、採択に関する手続の流れについて説明します。

7ページの参考資料5をごらんください。

高等学校並びに特別支援学校高等部は、毎年採択をしており、本年度は、平成30年度に使用する教科用図書を採択します。

7ページ、参考資料5の採択の流れにしたがって、教育委員会が基本方針にのっとり、採択要領を各学校に通知します。各学校では、校長を委員長とした教科書選定委員会を設置します。

選定委員会は、校長が委嘱した教頭、教員、保護者代表で構成し、選定する観点をもとに、自校の教育課程に即した教科書の調査研究を行い、選定資料を作成します。

選定内容については、学校評議員にも伝えます。校長は、選定資料をもとに、種目ごとに選定した教科書③のとおり、教育委員会に申請します。

教育委員会は、それぞれの学校からの申請に基づき審議し、採択します。

8ページの資料6をごらんください。

採択までの日程です。本日、採択要領を決定していただき、5月には各校において教科書選定委員会を設置し、選定作業を開始します。6月下旬には、各校で調査研究をまとめ、教育委員会に調査研究を報告します。

7月の教育委員会会議において審議を行い、使用する教科書を採択していただきます。採択後は速やかに、採択に関する情報公開を行います。

以上が、採択までの日程です。

(浦川教科指導担当課長)

では、2ページ(4)にお戻りください。

道徳科以外の小学校教科書については、平成26年度に採択し、平成27年度から使用している教科書を、継続して使用することとなっています。

(5)ですが、中学校については、平成27年度に採択し、平成28年度から使用している教科書を、継続して使用することとなっています。

採択の公正確保については、独占禁止法等により、他社の教科書への誹謗中傷等、あるいは採択に関しての不当な利益供与が禁止されています。また、文部科学省からも公正の確保についての方針が出されています。本市もこれにしたがい、9・10ページ(参考資料7・8)にあるように「教科用図書採択の公正確保について」という通知を行い、学校・教育委員会採択関係者に周知徹底を図っています。

2ページに戻り、「3 採択事務に係る情報公開について」ですけれども、公正性確保のために選定委員会及び調査委員会の、委員名簿並びに選定委員会の議事録等の資料は、採択事務を終えるまでは非公開とします。ただし、採択事務終了後は、市民情報サービス課の閲覧室で公開します。

以上で、平成30年度使用教科書の採択要領を定める件についての説明を終わります。

(雪村教育長)

平成30年度の使用教科書の採択要領(案)について、いかがでしょうか。

1ページにありますように、大きく3点について考え方と手続の説明がありました。

2(1)ですが、1つ目が小学校・義務教育学校前期課程の道徳科に関するもの。(2)の小・中学校・義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部にかかわるもの。それから、(3)ですが、高等学校及び特別支援学校の高等部にかかわる教科書についてということです。

2ページの(4)(5)については、来年度は継続使用という形になります。

御意見、御質問等いかがでしょうか。

(梶木委員)

4ページの6月27日と書いてあるところで、「県教委からの調査研究資料を提出する」

というのがよくわからないのですが、何が提出されてくるのですか。

(浦川教科指導担当課長)

具体的な成果物はこれからですけれども、県の教育委員会においても、道徳の教科書そのものについて調査研究され、各市町への助言という形で報告書をつくられるということです。その報告書についてもあわせて参考にお示しするということです。

(山本委員)

基本的な質問ですが、先ほどの説明の中では、教科書選定委員会の設置は、各自治体に任されているということだったと思います。全国や近隣の政令市等で、神戸のような形で教科書調査員会のみを設置となっているところがあるかどうかというデータは何かありますか。

(古池総合教育センター教科指導係指導主事)

文部科学省にも問い合わせてみましたが、そういう調査はしていないようで、文部科学省もそれについてはお答えできないということでした。

(山本委員)

わかりました。

(浦川教科指導担当課長)

教科書選定委員会を設置するかどうかは任意ですが、文部科学省から、独自に研究する組織があってもいいのではないかとというアドバイスがありました。そのため、このたび教科書調査員会を設置させていただいて、分析させていただこうという趣旨です。

(山本委員)

ありがとうございます。

細かい質問になるかもしれませんが、(3ページの図中)平成28年度の中学校の採択における⑦調査研究結果報告と、平成30年度の⑤調査研究報告書の提出の違いというのは、具体的なイメージはありますか。

(浦川教科指導担当課長)

具体的に変わるイメージはありません。ですから、教育委員会で審議いただく内容は、特に変わらないと考えていただけたらと思います。

(梶木委員)

3 ページに「調査研究する観点」として4つ書いてあるのですが、これは誰が決めることですか。これはすごく大事な部分だと思いますが。

(浦川教科指導担当課長)

「調査研究する観点」というのは、教科書調査員会において、調査研究に必要な観点として考えてあげているものです。

(梶木委員)

教育委員会のこのメンバーが、調査員会に、この観点で研究してくださいとお願いするということですよ。

(浦川教科指導担当課長)

今回、こういう観点から調査研究したいということを、あわせてお諮りしています。

報道等もありましたけれども、例えば、いじめの未然防止に資するものに関して言えば、今検定済みの8社の教科書全て、いじめに係る記述があるようです。教科書そのものはこちらの手元にもきていないので、報道でしか知る余地はありませんが、報道によると、各社ごとに大きくかわりばえがあるものでもないようです。

最近では、パン屋さんを和菓子屋さんに変えたという話がありました。学習指導要領にのっとって我が国の郷土や歴史についておもんばかるよという趣旨から、記述を変更したということですが、そういった観点もまた必要かと思います。

(雪村教育長)

ほか、特によろしいですか。そうしましたら、この平成30年度使用教科書の採択要領(案)について、承認いただけますでしょうか。

(6名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。それでは、第2号議案について承認いただきましたので、この採択要領(案)及び説明いただいたスケジュールに基づいて、今後、手続を進めていくということですね。よろしくお願ひします。

(浦川教科指導担当課長)

よろしくお願ひします。

(雪村教育長)

続いて、教第3号議案、神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級並びに特別支援学校小・中学部教科書選定委員会設置規則を制定する件について、お願いします。

教第3号議案 神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級並びに特別支援学校小・中学部教科書選定委員会設置規則を制定する件

(秋定特別支援教育課長)

それでは、第3号議案について説明します。

まず1ページの、選定委員会設置規則をごらんください。

第1条の設置ですけれども、選定委員会の構成に学識経験者などが含まれ、意見の聴取だけではなく、審議を行い、教育委員会に対して報告を行うという性格上、本選定委員会は教育委員会の附属機関に当たります。

設置するに当たっては、設置期間が一時的であるために規則による附属機関の設置がふさわしいと考えています。

第2条では選定委員会の役割について、第3条では選定委員会の構成について規定をしています。

役割・構成については、先ほど第2号議案で説明したとおりです。

2ページをごらんください。

第4条では委員の任期について、第7条では会議の非公開性について、第8条では調査委員会の設置とその役割について明記しています。

3ページには、附則として、規則の失効期日を平成29年8月31日としています。

なお、本議案を承認いただければ、規則は本日付で公布させていただく予定です。

以上で、神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級並びに特別支援学校小・中学部教科書選定委員会設置規則を制定する件についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

(雪村教育長)

特別支援学級、特別支援学校の教科書選定委員会の設置規則を制定する件ですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。そうしましたら、教第3号議案について、承認いただけますでしょうか。

(6名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。そうしましたら、承認ということでよろしく申し上げます。

(秋定特別支援教育課長)

ありがとうございました。

(雪村教育長)

次に、報告事項4、平成29年度神戸市立高等学校定時制課程再募集の結果について、お願いします。

報告事項4 平成29年度神戸市立高等学校定時制課程再募集の結果について

(日比学校教育課長)

3月26日日曜日に実施された、神戸市立高等学校定時制課程再募集の結果について、報告します。

再募集は、3月12日日曜日に行われた学力検査で定員を満たさなかった定時制高校が、再度生徒を募集する制度です。合格者数等について、山根首席から説明します。

(山根学校教育課首席指導主事)

1ページをごらんください。

神戸市立定時制高校3校の合格者数です。摩耶兵庫高校は、3月の学力検査において、昼間部40名、夜間部120名募集しました。昼間部は学力検査において定員が充足しましたので、再募集は行いませんでした。

夜間部は、募集定員120名に対して、学力検査で110名が合格しましたので、再募集で残りの10名を募集しました。結果、再募集において受験者10名が合格し、最終的に充足率は100%となりました。

楠高校は、募集定員120名に対して、学力検査で66名、再募集で9名の、合計75名が合格となり、募集定員の62.5%を充足しました。

神戸工科高校は、学力検査で53名、再募集で29名の合計82名が合格し、充足率は68.3%になりました。

合計の欄をごらんください。市立定時制高校3校全体では、募集定員400名に対し、317名が合格し、充足率は79.3%となりました。

下の成人特例の表をごらんください。成人特例入学者選抜制度は、満20歳以上の受験者について、希望すれば学力検査ではなく、作文と面接で受験することができる制度です。

ごらんのとおり、学力検査をあわせて、3校で9名が合格しました。

2ページをごらんください。

この表は、市内にある県立と市立の定時制高校6校について、8年間の充足率の推移を示しています。表の上から5段目は市立高校3校全体の充足率、その下側は県立高校の充

足率の推移を示しています。

以上で、平成29年度神戸市立定時制高等学校再募集の合格状況に係る報告を終わります。

(雪村教育長)

報告事項4について、いかがでしょうか。定時制高校で再募集を行い、その結果が出ましたので、最終数値が確定しました。

摩耶兵庫高校の普通昼間部の人気は突出しています。また夜間部も、交通の便等によるものか、再募集によって100%充足するという形になり、ほかの2校と少し差が出てきていますが、いかがでしょうか。

(今井委員)

楠や神戸工科も平成22年ごろには充足率がかなり高いのですが、どんどん下がっているのは要因があるのでしょうか。

(山根学校教育課首席指導主事)

平成22年は確かに、充足率が非常に高く、徐々に下がってきます。摩耶兵庫高校に昼間部を設置し、人気を集めたので、そちらを受験する生徒がふえてきています。

そのほかにもいろいろな理由があるとは思いますが、摩耶兵庫高校の昼間部設置の影響は大きいのではないかと考えています。

(山本委員)

先日、神戸工科の卒業式に行かせていただいて、4年間を終えて非常に胸を張って卒業していくたくましい子たちの姿を見ました。定時制高校について、現状把握されている課題や、高校の再編も進んでいる今、課題となっていることがあれば教えてください。

(山根学校教育課首席指導主事)

定時制高校は、いろいろな部分でしっかり学んでいきたいという生徒が多くいます。また、働きながら学んでいる生徒もいます。定時制高校はセーフティネットという役割を担っているものの、1クラス分程度も定員を満たしていない学校については危機感を持っています。例えば40人分、定員より人が集まっていないけれども、どうなるのかということです。例えば志願者数が75名のところであれば、1クラス減になれば募集定員まであと5名になります。現場の先生方も、セーフティネットとしての定時制高校を守っていきたいと考えていることは、非常に大きいと思います。

(梶木委員)

摩耶兵庫の昼間部に入れなかった生徒さんが、ほかのどこかをもう一回受けるとしたら、

やはり摩耶兵庫の夜間部になるのですか。

(山根学校教育課首席指導主事)

はい。残念ながら摩耶兵庫の昼間部に受からなかった生徒が、実際に夜間部を受けています。そのほかにも、神戸市だけではなくて県の定時制もありますので、その再募集を受けることもあります。もちろん、もう1年頑張っって摩耶兵庫の昼間部を受け直すという生徒もいると思います。

(日比学校教育課長)

もう1つ、広域通信制の学校が非常にふえていますので、定時制だけに生徒が集中していないように中学校の現場では感じています。

(山本委員)

入学した子供たちは、卒業するときには何%程度が卒業しているのですか。

(山根学校教育課首席指導主事)

学校によってそれぞれ違います。具体的な数字をいまは持っていませんが、6割程度が卒業していると聞いています。

(山本委員)

先日の卒業式では、本当にやり遂げて自信をつけたいい顔で子供たちが卒業していったので、高校の先生方にサポートしていただき、できたら4年間続けられる体制や支援をしていただけたら、大変ありがたく思います。

(梶木委員)

工科高校の卒業式には山本先生が行かれて、私は入学式に行ってきました。最初に、先生から、働きながら勉強するという両立の大変さについて言われていたので、大丈夫かなと不安になるところもあるように思いました。子供たちも相当不安そうな顔をしていたのですが、学校の先生たちの導きで多分頑張れると思います。昼も夜もとなると、なかなか大変だと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

(山根学校教育課首席指導主事)

ありがとうございます。私も、楠高校の卒業式や発表会に行かせていただきましたが、生徒たちが先生に感謝の気持ちをすごく伝えていたので、先生方が本当に丁寧に指導してくださっていると感じています。今後もそのような形で、寄り添っていけたらと考えています。

(福田委員)

先ほど、入学生のおよそ60%程度が卒業するとおっしゃいましたが、卒業された方の就職率はどれくらいでしょうか。こういう学生たちに対しては、先生方もかなり一生懸命指導されたと思います。彼らも、実社会に貢献する意欲は物すごくあると思うのですが、実績として就職率はどれくらいの比率ですか。

(山根学校教育課首席指導主事)

就職率ですか。

(福田委員)

卒業された方はどこに行かれるのですか。非常に重要なところですから、その辺はできるだけサポートする意識をもたないといけないと思っています。

(山根学校教育課首席指導主事)

例えば楠高校では、平成27年度は卒業生47名中、就職者が17名。もちろんもともと勤めているところはそのまま続けていますが、新たに警備保障会社や運輸会社、整備会社、調理系などに17名の就職が決まっています。

(福田委員)

そのほかの進路の状況は、調べていませんか。

(山根学校教育課首席指導主事)

進学では、大学が1名、専門学校では、福祉1名、リハビリテーション1名、それから外国語専門学校2名です。47名のうち5名が大学、専門学校等に進んでいます。

(伊東委員)

兵庫中学校北分校に行ったときに、そのまま楠高校に上がる方がいるというお話がありました。今回、一番年配の方は何歳の方が受検されて、入学されたのですか。

(山根学校教育課首席指導主事)

74歳の女性の方が最高齢です。

(伊東委員)

50歳以上の方はどれくらいいらっしゃいますか。

(山根学校教育課首席指導主事)

50歳以上の方は、10名程度いらっしゃると思います。

(伊東委員)

やはり楠高校に多いのですか。

(山根学校教育課首席指導主事)

そうですね。

(大谷学校教育部長)

成人特例はこの下に載っています。50歳以上が、5名ですね。

(伊東委員)

5名ですね。ありがとうございます。

(雪村教育長)

ほか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

そうしましたら、教第1号議案、神戸市教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令の件について、総務課よりお願いします。

教第1号議案 神戸市教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令の件

(豊永総務課長)

公文書管理規程の一部を改正する訓令の件について、議案をあげさせていただいています。7ページをごらんください。改正の概要をまとめています。

「1 趣旨」ですが、適正な公文書管理により説明責任を果たしていくこと。それから、歴史的公文書を選別し、保存していく運用を強化するため、必要な見直しを行うということです。

「2 主な改正概要」です。(1)として、第3条に「簿冊等」の定義を加えます。相互に密接な関連を有する公文書を1つにまとめたものとして、新たに「簿冊」の定義を加えています。

(2) 公文書主任の職務に、情報公開請求に関する事務を加えるということを、第4条

に規定します。公文書主任は、総務担当の係長が担っています。

それから（３）、各係に公文書担当者を置くことを、第５条に規定しています。それぞれの課の係ごとに担当者を置くということで、担当あるいは教諭級を指名しようと考えています。

それから（４）、別表の「所管課」に関する記載の変更及び義務教育学校関連の記載の追加ということで、こちらは文言整理です。

神戸市の公文書管理規程というものがあり、その改正内容を３に書いています。

（１）として、保存期間の永年を廃し、最終の保存期間を３０年とするということです。この趣旨は、永年保存に分類されると、文書の必要性を見直すことがほとんどなくなり、永年保存文書がふえ続けているという現状を考慮したものです。あるいは政令指定都市のうち、３０年の期間を設置していないのは、神戸市を含め４市のみとなっているということで、神戸市全体として、公文書管理規程で永年を廃して、３０年を設けたということです。

（２）ですが、総務課長は、後世に残すべき重要な公文書として引き継ぎを受けたものは、歴史的公文書として永久保存をするということ。それから、その保存方法を企画調整局の企画課と協議するものとするということで、神戸市の公文書管理規程が改正されています。

これを踏まえて、新旧対照表について簡単に説明します。４ページの右側が改正案になっています。

まず、先ほどの第３条に簿冊の定義を加えたということ。

それからその一番下、第４条に、公文書主任の事務として、情報公開条例第８条の規定による公開の請求に係る調整に関することという規程を新たに設けたということ。

それから、５ページ、第５条に、公文書担当者ということで、公文書主任の職務を補佐するため、係に公文書担当者を置き、所属する職員のうちから所管課長が指名するとなっています。

それから、６ページの別表に、文言整理の部分が出てきます。

先ほど、神戸市の公文書管理規程のお話をしましたが、新旧対照表（改正前）の第１０条をごらんいただくと、教育委員会の公文書規程の構成として、「この規定に定めるもの及び前条又は次条に基づき教育長が別に定めるもののほか、公文書の事務処理に関しては、公文書管理規程の例による」ということなので、事務処理に関しては神戸市の公文書管理規程が全て適用されるということになっています。ですから、教育委員会の規程では３０年あるいは歴史的公文書について規程を設ける必要はありません。ただ、今回の改正については、事務処理以外のものなので、教育委員会独自の管理規程を設けたということです。

施行期日ですが、本日施行させていただき、４月１日にさかのぼって適用させていただきたいと思っています。

以上で、説明を終わります。

(雪村教育長)

第1号議案の公文書管理規程の一部を改正する訓令の件について、いかがでしょうか。

(今井委員)

第10条で、永年保存が30年になった云々というのは、教育委員会公文書管理規程で改正する必要はないとおっしゃっていましたが、第9条に「公文書の分類、保存期間及び保存方法その他公文書の取扱は、教育長が別に定める」と書いてあります。第9条と第10条の関係はどうなりますか。

(豊永総務課長)

文書分類表というものがあります。これは教育長の専決によるものですが、例えば、30年保存にあたるものはこんなものだと決めています。第9条はこのことを指していて、そもそも30年であったり、歴史的公文書であったりというものの大もとは、神戸市の公文書管理規程であるというのが、この第9条と第10条の関係になっています。

例えば、簡易な照会の文書は3年保存にするなどを、表で定めています。

(今井委員)

それは、第9条によるものですか。

(豊永総務課長)

はい。それは、教育委員会会議で議決をいただくものではなくて、決裁で決めるものになっています。

(今井委員)

学校の文書にも、相当いろいろなものがあると思うのですが、この表ではこれがどれに当たって何年保存になるというのは、学校現場でも細かくわかるような形で伝わっているのでしょうか。

(豊永総務課長)

そうですね。具体的な例をあげて、例えばこの文書が1年だとか、3年だとか、10年だとかというふうに縦横の表形式で定めており、十分に周知するようにはしていますが、今回の改正も含めて、学校園には改めて周知したいと思っています。

(今井委員)

前にアンケートの件があったので、少し気になりました。

(豊永総務課長)

はい、そうです。十分に徹底できていなかったこともありますので、こちらからきちんと方針を示して、きちんと保存していくようにしたいと思います。

(雪村教育長)

歴史的公文書以外は、もう永年保存はなくなると考えていいということですか。

(豊永総務課長)

なくなるとのことです。

(雪村教育長)

最長30年ですか。

(豊永総務課長)

はい。歴史的公文書は、例えば政策の検討過程であったり、決定であったりというような、重要な情報が記録された公文書です。ガイドラインが示されているので、これも所属にはしっかりと周知したいと思っています。

(山本委員)

学校現場では、管理職の先生や事務の先生を中心に、公文書管理に携わると思います。こういう改正があった場合や、先ほど言われたような、30年なのか5年なのか10年なのかというあたりが、現場にわかりやすく明解におりていくように、啓発の努力をしていただけたらと思います。保存年限が過ぎれば終わりということと、逆に本来廃棄していいものかどうかははっきりしなくて置き続けているような例もあろうかと思っています。そのあたり、わかりやすい明解な形で出していただけたら、現場も助かると思います。

(豊永総務課長)

わかりました。

(雪村教育長)

今井先生、山本先生に御指摘いただいたように、今回の改正を一つのきっかけとして、学校現場に対し、再度わかりやすい徹底をお願いします。

(豊永総務課長)

わかりました。

(雪村教育長)

それでは、教第1号議案、承認いただいてよろしいですか。

(6名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。続いて、報告事項1、事務局職員の人事についてお願いします。

報告事項1 事務局職員の人事について

(豊永総務課長)

平成28年度の教第80号議案で、代理により行いました事務局職員の人事について決定しましたので報告します。

まず転入については、内部の異動も含め、教育次長川田ほか合計28名の転入がありました。

4枚目、転出ですが、総務部長稜野を含め、16名が転出しています。

最後のページですが、寺西担当部長を含め、7名の退職者がありました。

よろしく願いいたします。

(雪村教育長)

林教育次長は退職ですか。

(豊永総務課長)

そうですね。実態としては、任期付職員であり、1年更新のため退職者一覧には記載されていないということだったのですが、このたび、教育次長の林も、職を退いております。口頭になって申しわけございません。

(雪村教育長)

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

はい、ありがとうございます。

続いて、報告事項2、平成29年第1回定例会市会(2月議会)の報告についてお願いします。

報告事項 2 平成29年第1回定例市会（2月議会）の報告について

（豊永総務課長）

まず、3月22日の文教こども委員会から報告します。

表紙をごらんいただき、（1）として、「就学援助の入学準備金の3月支給を求める請願」です。現在神戸市では、7月に支給をしていますが、これを入学の準備にということで3月支給を求める請願です。

公明党の北川委員、日本共産党大前委員、日本共産党赤田委員、新社会党小林委員、自由民主党守屋委員から前倒し支給を検討あるいは早期実現するようという質問が出ています。

課題がクリアできるのかということを含め、他都市の状況も参考にしながら今後検討したいということで、この請願については、継続審査となっています。

それから（2）、港島学校施設開放事業の補助金等に関する調査結果報告等です。まず自由民主党平井委員からは、補助金問題が生じた背景について。自由民主党守屋委員からは、地元との関係性について。日本共産党の赤田委員から、不当要求行為について。公明党の北川委員から、補助金事業の透明性確保について。民進こうべ川原田委員からは、不当要求の未然防止対策等について、質問がありました。

（3）その他所管事項として、日本共産党大前委員から、児童数増加に対する対応について。これはこうべ小学校にかかわるものです。

それから、日本維新の会外海委員からは、教職員の交通費の不正請求についてということで、トライやるウィークの関係について質問がありました。

それから、自由民主党守屋委員からは、学校園跡地の活用について。これは、神戸祇園小学校のグラウンドが非常に狭いということで、旧平野小跡を活用してはどうかという質問です。

それから、公明党の徳山委員からは、教員の多忙化対策について、いろいろと予算で打ち出しているが、十分に教員に伝わっているのだろうかという質問がありました。

まず、文教こども委員会の報告で一旦終わらせていただきます。何か質問等ありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、平成29年第1回定例市会一般質問ということで、2つ質問と1つ要望がありました。

まず1つ目、日本共産党今井議員から、特別支援学校について。これは垂水養護学校、青陽西養護学校を残すようという質問です。

2つ目、日本共産党今井議員から、就学援助の3月支給をいつからするのかという質問です。

3つ目、民進こうべ人見議員からは、定時制・通信制高校などの教育環境の充実について要望がありました。

一般質問は、以上です。何か質問等ありましたら、お願いします。

(雪村教育長)

定例市会の報告についていかがでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(豊永総務課長)

ありがとうございました。

(雪村教育長)

では、続いて、教第5号議案、平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査への参加を定める件について、スポーツ体育課よりお願いします。

教第5号議案 「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」への参加を定める件

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について、資料をお配りしています。スポーツ庁から正式な依頼があったのが先週の金曜日だったので、きょうは追加の資料を配布させていただいています。

1ページ目をごらんください。

実施時期は平成29年4月から7月末、実施方法は悉皆調査、対象者は小学校・義務教育学校5年生と中学校2年生・義務教育学校8年生の全児童生徒です。

調査事項は、昨年度と同様、実技に関する調査です。内容は(4)①に記載しております。そして学校における質問紙調査です。

神戸市としては、スポーツ庁の調査に必要な協力を行うため、悉皆調査に協力し、参加したいと考えています。

調査結果は、神戸市全体の結果のうち、小5・中2の種目ごとの平均値を速報値として公表します。さらに分析を行い、調査結果の詳細を各学校に情報提供したいと思っています。なお、学校ごとの平均値等の数値は公表しませんが、これまでは都道府県ごとの公表であったものが、今年度は政令指定都市も公表の対象となると聞いています。

昨年度は、学校の状況を保護者や地域に発信してみてもどうかということで、全市で学年便り及び学校便りで自校の調査結果を発信しました。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の説明は以上です。

(雪村教育長)

教第5号議案について、いかがでしょうか。

特に決定いただきたいのは、平成29年度の調査に、この文書のとおり参加するかどうかということですね。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

はい、そうです。

(雪村教育長)

何か質問、意見等ありましたらお願いします。

これも学力調査と同じで、スポーツ庁が都道府県のみならず、政令指定都市の結果も今年度から公表するというのが、1つ変更点です。

(梶木委員)

政令指定都市の結果公表に関して、学力については文部科学省から意見を聞かれたような気がするのですが、体力についても当局に聞かれていましたか。

(雪村教育長)

文部科学省から、学力の公表については、指定都市の意見を集約して聞かせてほしいと依頼がありましたが、あのときに体力調査についてはどうかと聞かれた記憶がないですね。照会はありましたか。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

記憶にないですね。

(梶木委員)

いつもそうですよね。学力はいろいろ言われてこられるのに、体力については言っていない感じがします。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

昨年確か、後藤部長が言われたと思うのですが、体力について、健康で強い体がつくられているのかという意味では、今回は小学校でも結構丁寧に発信していただいたのでよかったと思っています。特に、あとで出てきます体力アップ重点校も、学校だよりを見ますと、それがきっちり保護者に示されていたので、心と体とそして学力と、全部がバランス

よく発信されれば良いと思っています。

(山本委員)

結果が良いのと悪いのとでは、いいにこしたことはないと思いますが、わずかな数値に言及するのではなくて、こういったテストのとき、子供たちはこのテストをどんなふうにするのかも知らないで、ぱっと臨んでしまうことも多々あると聞いています。自分自身も現場にいたので、テストする限りはやはり、子供たち自身、どんなふうにテストをするのか、中身はどうなっているのかということをしっかり知りながら臨むことも大事だと感じます。子供たちは毎日テストをしているわけではなく、そのときだけのものなので、やり方をつかまずにやって、結果だけが残ってしまうということもあります。そのあたり、十分周知しながら臨んでいただけたらと思います。またそのことから、運動やスポーツすることが好きで、生涯にわたって健康増進に努めたり、生涯的にスポーツが好きで続けられたりするような大人になるように、子供たちを育てていただけたらありがたいと思っています。よろしくお願いします。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

わかりました。

(梶木委員)

いつも平均値で見せていただいている、例えば神戸の子供は、持久力は余りないけれども、瞬発力はあるというようなまとめを見せていただいていると思いますが、1人の子供に関して、全体的にすごくバランスよく体力のついている子や、少し言い方が偏りますが、サッカーばかりやっていてバランスが余りとれていない子もいると思います。そのあたりは、把握できていますか。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

そうですね。各学校には、CD-Rで1人ずつのデータが届いていますので、それをプリントアウトして見ることはできます。前に言いましたが、こういうレーダチャートで、子供たちのデータを年々積み重ねて、平均と比べて自分のバランスがどうなのかという比較もつくれるようになっていきます。子供によって随分違っているとは思いますが。資料はあくまでも平均値で作成しています。

(梶木委員)

そうですね。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

個人個人のデータも把握できるようなシステムにはなっています。

(梶木委員)

バランスよく成長していくということは、やはりすごく大事だと思っています。私は専門ではないのでわかりませんが、特に小学校の低学年あたりは、何かに突出するよりは、体も含めてバランスのいい成長が望ましいと思います。先ほど、山本委員もおっしゃったように、一喜一憂するのではなく取り組んでいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

わかりました。

(雪村教育長)

そうしましたら、教第5号議案の全国体力・運動能力、運動習慣等調査への参加を定める件について、承認いただけますか。

(6名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。少し関連しますが、次に報告事項6、体力アップ推進事業についてお願いします。

報告事項6 体力アップ推進事業について

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

昨年度の体力アップ推進事業について、報告します。

今のことと関連しますが、昨年度は、大きく3つの事業を重ねてきました。1つは、※1の「こうべっ子！体力アップ推進事業」です。少し字が小さいですが、表の下に説明を載せています。平成28年度は、スポーツ庁で実施している「子供の体力向上課題対策プロジェクト」に名乗りをあげて、実施しています。

子供の体力に関して、専門知識のある大学教授や、幼稚園、小学校、保育所保護者の皆さんの総合的な意見を情報共有したり、理解し合ったりということで、年4回の会議を重ねてきました。その中で、運動プログラムは、指導者の力量によることが多いことから、幼保小がつながって、子供たちの健やかで強い体を育てるという認識を1つにするということ。また、世代交代がある中で、幼保小がそれぞれ積み上げてきた、今までのノウハウを双方向にやりとりし、体制づくりをするということが、今回をきっかけにできればいい

のではないかと意見をいただきました。

今後、スポーツ庁の事業は終わりますけれども、神戸市が独自にやっているつばめプロジェクト等と連携しながら続けていきたいと思っています。

これに関しては、なかなかデータ化されないということと、1つの小学校で検証が進むわけではないことから、幼少期に観点を当てても検証が難しいところではあります。指導助言もいただいたのですが、神戸市の子供の運動に携わる全ての指導者が、できる限り子供の視線で運動をどう捉えているかということに目を向けるべきではないか、そこにいつも敏感にアンテナを張ってほしいと伺っていますので、できればそういうことも発信していきたいと思っています。

2つ目です。※2つ目の「できたよ！教室」の開催です。これは、小学校の4年生から5年生で、放課後の時間を大体1時間程度利用して、スポーツの専門指導を有する企業に外部委託をし、指導してもらうという事業です。3年間の事業で、今年度の跳び箱教室で事業を終える予定です。

下の注釈、※2をごらんください。子供たちができた、できないというのがはっきりとしており、できない子はずっとできないのが、この器械運動であり、今回初めてそこに目を向けてやってみました。1時間でほとんどの児童が跳べるようになっていきます。スポーツの入り口のところで苦手意識をなくして、練習していけばできるということを、子供たちに示唆できたと思っています。

また、先生方が見学して、指導の方法を勉強されたとも聞いています。

3つ目ですけれども、※3「体力アップ重点校」です。今回は初めに5校指定していましたが15校と変則的になっていますけれども、毎年10校、10校を指定して、合計20校で2年間実施しています。1年重ねて10校を2年間ということで、計20校です。今回は25校を体力アップ重点校に指定し、特に新体力テストの結果を踏まえた学校独自のプロジェクトで体力づくりに取り組みます。学校の実態に応じて取り組まれています。最終的には「体力アップ重点校活動報告書」というものをつくって、全市に発信します。

また、K O B E教育フォーラムや研修会等で重点校の発表の時間を持ち、特に充実した取り組みをしている学校について発表していただいています。

最後ですが、これらの取り組みとは別に、本市から家庭へということで、「体力アップ通信」を発行しています。

次のページをごらんください。この1ページ目の体力アップ通信は、幼保小を意識した、家庭でできる運動ということで、幼稚園、保育所、そして小学校の低学年に配付しています。お家の方や先生方ともやっているということで、大変好評を博しました。

次のページですが、こちらは、本市から他都市の取り組みを視察に行ったものを載せています。1つ目は、津山市で行われた美作大学の先生による講習です。2つ目は、豊岡市が行っている取り組みです。特にこの豊岡市の取り組みについては、この行政の主事が、他県に半年間研修に行き、全部の幼保を回りながら10年間研修を行っているということで、

大変おもしろい意義のある取り組みであったと聞いています。そのようなことも発信しながら、通信を出しています。

次のページは、小学校用と中学校用に、それぞれ神戸市の体力の状況を発信しています。また、これをクリアするためにどんなことができるのかということをおうちでも共有できるように、このようにつくっています。以上で、報告を終わります。

(雪村教育長)

体力アップ推進事業について、いかがでしょうか。

(伊東委員)

以前も少しお話ししたのですが、こういうこと自体はとてもすばらしいことだとは思いますが、やはり1月から3月生まれの子供というのは、どう考えても発育が遅いです。陸上でも、サッカーでもそうです。陸上でアンダー20となると、大学2年生の1月、2月、3月生まれからスタートして、年齢が下りてくるような形になっていますので、例えばケンブリッジや山縣、朝原、末續、あの辺はみんな6月生まれです。そういうところで突出していく子もいれば、1月、2月で埋もれていく子たちもいるので、できることの喜びとあわせて、生まれた時期をどこかで配慮してあげたら、よりよい活動になると思います。特に、小学校低学年や幼稚園の子は、4月と3月ではあきらかに違います。3年生くらいになると3月生まれでどんと大きい子もいますが、逆に小さい子もいます。これ以外のところもそうなのですが、1月から3月生まれで少し運動が苦手な子たちのやる気が出る方法というのも考えたら、神戸市の教育はもっとよくなると感じました。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

参考にさせていただきます。

(梶木委員)

感想ですが、この体力アップ通信、すごくいいですね。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

はい。実は、他府県のものをいろいろと参考にさせていただいて、載せています。

(梶木委員)

「親子で遊ぼう」に書いてあるようなことは、何となくやっているかもしれませんが、こんなふうにしたらいいのかと思いますし、お母さんやお父さんが参考にしてやってみようかなという気になると思います。先ほどの体力測定でも、「楽しくチャレンジ」の中に、遊びの要素も入っているので、こういうことでも体力は伸びるのかと思えることが書いて

あるので、いいなと思います。例えば、20mシャトルランは、必死で走って練習しないと
いけないのではなくて、鬼ごっこでいいというようにあるので、そういう意味で言うと、
日常の遊びの中で体力は伸びるということがわかるようになっていて、いいなと思いまし
た。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

ありがとうございます。

(伊東委員)

小学校では、お父さんお母さんを連想させても大丈夫ですか。とある小学校の卒業式に
行ったときに、お父さんお母さんに感謝しなさいというようなコメントが出て、少し気にな
りました。大学では、お父さんお母さんがいらっしゃらない方もいるので、そういう表
現は使わずに、大体保護者と言います。

(岡田スポーツ担当局長)

親という言葉は難しいところですね。

(伊東委員)

神戸市の中で、そういう方がどれぐらいいらっしゃるかにもよりますが。

(梶木委員)

大学だと、保証人ですね。

(伊東委員)

とてもいい絵だとは思いますが。

(梶木委員)

ただ、今どきの親御さんがこのとおりやると、けがをさせてしまうこともあるかなと思
いますので、そのあたりも含めて、配信していただいたらいいと思います。

(浅野スポーツ体育課首席指導主事)

はい。

(雪村教育長)

これまで、体力アップ通信は小学校から配っていました。今回初めて、幼保と一緒に勉
強しましたので、民間も含めた幼保全部にこれをお渡ししています。これまでとはそも

大きく違っています。

幼保くらいのお小さいお子さんのいる親御さんも、気をつけていただかないといけないと思います。

この件について、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

ありがとうございました。

それでは、主要行事予定について、総務課より説明をしてください。

その他報告事項 主要行事予定

(豊永総務課長)

3月30日以降の主要行事は、記載のとおりです。今後の主要行事予定ですが、4月17日月曜日老眼大学開校式。19日水曜日は全市校園長研修で教育長の講話があります。21日金曜日ですが、市立博物館特別展の開会式。24日月曜日は、全市教頭研修で教育長の講話。25日火曜日は、全市幼稚園長会の懇談会があります。

教育委員会会議日程ですが、5月8日月曜日13時15分から定例会を予定しています。

よろしく申し上げます。

(雪村教育長)

確認や、何かつけ加えることはありませんか。

それでは、そのほか教育委員の皆さんから委員会会議で取り上げるべき項目について、意見はありませんでしょうか。何かありましたら、また後日でも結構ですので、事務局までお伝えいただきたいと思います。

それではここで、公開案件については、全て終了しましたので、傍聴者の方々は恐れ入りますが、退席をお願いします。

(傍聴者退席)

(雪村教育長)

それでは、続いて、教第4号議案、平成30年度使用の神戸市立学校教科書選定委員会構成員の件について申し上げます。

教第4号議案 平成30年度使用神戸市立学校教科書選定委員会構成員の件

(秋定特別支援教育課長)

それでは、教第4号議案について説明します。

先ほど教第3号議案で決定していただいた神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級並びに特別支援学校小・中学部教科書選定委員会設置規則に基づいて、平成30年度使用神戸市立学校教科書選定委員会構成員を次のように推薦します。

別表1をごらんください。

まず、学識経験者です。

1人目として、関西国際大学の梶正義准教授です。専門は障害児臨床発達心理学で、重度重複障害のある子供に対する教育実践が豊富な先生です。

2人目は、神戸親和女子大学の森田安徳准教授です。専門は発達障害教育全般で、本課主催の発達支援実践講座でも、総合指導を担当していただいています。

次に、青少年関係団体です。

1人目の辻幸志様は、神戸を代表する16の青少年団体が中核となり設立されたNPO法人こうべユースネットの理事長です。

2人目の森恵子様は、青少年育成協議会須磨支部長として活躍されています。

保護者代表は、神戸市立特別支援学校PTA連合会より推薦いただいた盲学校の前年度PTA会長である矢羽野貴子様です。

続いて、学校関係者です。

神戸市立小学校教育研究会特別支援教育部より、神戸市立春日台小学校の大谷淳一校長。
神戸市立中学校教育研究会特別支援教育部より、神戸市立湊翔楠中学校長の間中正幸校長。

特別支援学校長会より、友生支援学校の竹内寛子校長。

小学校教員代表として、神戸市立宮本小学校の藤盛妙子主幹教諭。

中学校教員代表として、神戸市立吉田中学校の松田育子教諭。

特別支援学校教員代表として、神戸市立青陽須磨支援学校の高田憲教諭。

以上6名です。

最後に、教育委員会事務局からは2名——川田容三教育次長、大谷真一学校教育部長です。

以上、学識経験者、保護者代表、青少年団体関係者、学校関係者、教育委員会事務局職員から、男性8名、女性5名、合計13名を推薦します。

よろしく申し上げます。

(雪村教育長)

選定委員会の構成委員についていかがでしょうか。

去年までと大きく考え方を変えたところがありますか。

(山本特別支援教育課首席指導主事)

昨年は教育委員会事務局が4名だったのですが、もう少し外部の方に意見を伺ったほうがいいのではないかと御指摘いただいて、学識経験者1名、青少年関係団体の方1名に振りかえています。

(雪村教育長)

1、2のグループと、3、4のグループは1人ずつふえたということですね。

(山本特別支援教育課首席指導主事)

はい。増員です。事務局を4名から2名に減らしています。

(雪村教育長)

この構成員のメンバーは、外部からはなかなかわからないものですか。ちゃんと守秘義務が守られているのですか。大谷部長、実感としてどうですか。

(大谷学校教育部長)

そうですね。基本的には守秘義務があるのでオープンになることはありませんし、今誰がやっているかを探る動きもありません。教科書会社は、前回公開された資料をもとに推測されていますけれども、今までの経験でも、教科書会社の人にはアプローチや調査などはされていません。

(雪村教育長)

現場で、この委員以外の一般の教員や校長・教頭はほとんど知っているというような実態もないのですか。

(大谷学校教育部長)

ありません。

(雪村教育長)

構成員についてよろしいですか。

そうしましたら、教第4号議案について承認いただけますか。

(6名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

以上で、教育委員会会議としては、閉会させていただきます。

閉会 : 午後 4 時 23 分